

文学研究科哲学・倫理学専攻哲学分野
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、哲学・倫理学専攻哲学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第1条 学位の名称

1. 哲学に関連する分野の論文を提出し、慶應義塾大学大学院文学研究科哲学・倫理学専攻哲学分野（以下「哲学分野」と称す）の組織する審査委員会による審査を経たのち、慶應義塾大学大学院文学研究科委員会（以下「文学研究科委員会」と称す）の判定に合格した者には「博士（哲学）」の学位が授与される。
2. ここに定める学位は英語の公式名称を Ph. D. in Philosophy とする。

第2条 学位申請の資格

1. 文学研究科哲学分野の後期博士課程に第109条において定められた期間以上在学中の者、もしくは文学研究科後期博士課程哲学分野に入学後6年未満（標準修業年限期間中における休学、留学期間を除く）の者は「課程による博士学位」の申請資格を有する（学則115条）。
2. 前項に該当しない者で、哲学分野が認めた場合には、「論文による博士学位」の申請資格を有する（学則115条）。
3. 学位申請資格を有する者が学位を申請するためには、申請する学位が課程によるものか論文によるものかにかかわらず、査読制のある慶應義塾外部の学術雑誌等媒体に学位請求論文のテーマと関係する少なくとも2編の論文を掲載しているか、または、それに準ずる研究業績を有していることが必要である。また、この要件を満たすかどうかの判定は哲学分野がこれを行う。
4. 学位申請者は、申請する学位が課程によるものか論文によるものかにかかわらず、哲学分野の定めるところに従って博士学位請求論文資格審査を受け、合格する必要がある。

第3条 学位請求論文申請の手続き

1. 「課程による博士学位」を申請する者は哲学分野の指導教授の承認、「論文による博士学位」を申請する者は哲学分野の文学研究科委員の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。
2. 論文の長さ、言語、体裁等については、哲学分野の指示に従う。

3. 申請にあたっては、学生部による「学位請求論文（博士論文）提出要領」に従い、博士学位請求論文、全文のPDF/Aデータ、その他関連書類を提出する（学位規程第7条）。

第4条 学位請求論文の審査

1. 博士学位請求論文は文学研究科委員会で閲覧し、主査による内容説明の後に受理される必要がある。
2. 博士学位請求論文審査委員会は、主査1名と、原則として副査2名以上、必要に応じて学識確認者1名より構成される（学位規程第11条）。審査委員会の構成は博士学位請求論文が受理された後、文学研究科委員会で承認される必要がある。
3. 博士学位請求論文審査委員会の構成員は、哲学分野の専任教員の協議により決定される。
4. 「論文による博士学位」を請求する者は、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（「学識確認」）される必要がある（学位規程第5条）。
5. 主査は哲学分野の文学研究科委員であること。原則として、副査には1名以上の塾外の審査委員を含むこと。義塾の名誉教授および他学部・研究科の教員は塾外副査とは見なさない。
6. 受理後、1年以内に文学研究科委員会で審査の合否が決定される必要がある（学位規程第10条）。
7. 博士学位請求論文が文学研究科委員会で受理された後の、申請者の希望による論文訂正は認めない。ただし、審査委員会から指示があった場合は、軽微な加筆や修正に限って審査期限内に論文を部分的に訂正し、訂正した論文で審査を受けることが認められる。その場合は、申請者は訂正した論文あるいは正誤表を審査委員会に提出し、主査は訂正された論文あるいは正誤表を、審査報告書と併せて文学研究科委員会に提出し、論文審査の合否を審査する文学研究科委員会の席上で、これに先だって訂正についての承認を求めることとする。